

継続協議項目の検討の方向性について

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
④常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方		
○ 発言	○ 委員会における質疑での発言の方法は、一括質問・一括答弁の方式と一問一答方式が混在しているが、一問一答方式のほうがわかり易い。 常任委員会・協議会においても、一問一答方式とするべきではないか。	○ 常任委員会・協議会においては、一問一答方式とする。 【決定】 ○ 議員側も質疑の内容が不明確とならないようきちんと整理した上で発言する。 【決定（確認）】
○ 予算及び決算の審査のあり方	【これまでの論点】 ○ 現在の予算及び決算の審査付託の方法に問題はないか。 ・当初予算・補正予算のうち本格予算（肉付け予算）…予算特別委員会を設置して付託 ・通常の補正予算…歳入は総務政策委員会に、歳出は所管の常任委員会に分割付託 ・決算…決算特別委員会を設置して付託 ○ 予算と決算の連動（予算から決算、そして次の予算へとつなげる）という観点から、分割付託ではなく、また、その都度設置する特別委員会でもなく、予算や決算に関する常任委員会をつくって、そこに付託する方法を考える必要があるのではないか。	【これまでの主な発言】 ○ 予算不可分の原則ということから考えると、分割付託は望ましくないという見解がある。 ○ 予算は、全体としては1つの所管で一体不可分として審査するというのが普通の姿ではないか。分割付託の場合は、全体的な審査や委員会の段階での修正というところに限界がある。 ○ 特別委員会は、特定の事件を審査するために設けられるものである。 ○ 予算と決算を一体のものとして見ていくことが必要であり、そのために、予算・決算常任委員会をつくったほうがよいのではないかと。 ○ 予算や決算の常任委員会化については、委員の所属制限の件と併せて考えていくべきで、少数会派が委員に入れるようにしていくことが必要ではないかと。 ○ 少数会派の問題については、1人会派でも参画できるようにすれば、結局のところ、会派とは何かということにつながっていく。 ○ 予算については、歳入と歳出を一体のものとして見ていくべきではないかと。 ○ 県議会のように、予算・決算常任委員会をつくって常任委員会単位の分科会方式を採用すれば、全員が参画でき、常任委員会を中心に細かなところまで審査ができるのではないかと。

	※上記のほかに、予算や決算の審査について論点はないか？	○ 予算・決算常任委員会をつくっても、常任委員会単位の分科会方式であれば、屋上屋を重ねるようなことにならないか。ただし、少数会派に対する配慮は考えていく必要はある。 ○ 予算と決算を別々に常任委員会にしてはどうか。議長と監査委員を除く全員がいずれかに所属するようにすればよい。 ○ 全体的な議論や自分が所属する常任委員会の所管以外の事項についての議論は、本会議でできる。 ○ 当初予算も、分割付託で審査するというのが本来的には理想ではないか。 ○ 常任委員会でその所管事項について審査するほうが中身の濃い議論ができるのではないか。 ○ 予算・決算常任委員会をつくったとしても、1人の委員が予算や決算の全部を見ていくことについては、それだけの能力があるのかどうかという問題がある。 ○ 予算と決算を一体的に見るということは大事なことであるが、その反面、仮に予算を伴う条例案を予算・決算常任委員会に付託することになれば、常任委員会で審査するものはほとんどなくなってしまうことになる。予算・決算常任委員会をつくっても、常任委員会の役割を十分に発揮できるように、所管事務調査や委員会提出議案など常任委員会のあり方や議員のレベルアップを併せて考えていくべきで、安易に予算や決算の常任委員会化をするべきではない。 ○ 通年式で固定化した常任委員会では、議会の総意が反映されないのではないか。 ○ 予算や決算に関する常任委員会をつくっている市議会は、まだ全国的には少ないのではないか。
--	------------------------------------	---

○ 常任委員会のあり方	【これまでの論点】 ○ 閉会中でも議決により付議案件について継続的に活動できるという委員会の特性を生かし、所管事務調査を行っていく必要があるのではないか。 ○ 委員会提出議案（請願に係る意見書、政策条例など）をつくっていく必要があるのではないかな。	【これまでの主な発言】 ○ 予算と決算を一体的に見るということは大事なことであるが、その反面、仮に予算を伴う条例案を予算・決算常任委員会に付託することになれば、常任委員会で審査するものはほとんどなくなってしまうことになる。予算・決算常任委員会をつくっても、常任委員会の役割を十分に発揮できるように、所管事務調査や委員会提出議案など常任委員会のあり方や議員のレベルアップを併せて考えていくべきで、安易に予算や決算の常任委員会化をするべきではない。【再掲】
○ 協議会のあり方（執行機関から提出された案件の取扱い）	【これまでの論点】 ○ 協議会を経て、その後に議案として提出されたものについては、委員会での審査が形骸化しているのではないかな。	【これまでの主な発言】 ○ 定例会前の協議会では、執行機関と議員の両方とも、事前審査的に議論している傾向がある。事前審査的にならないように、執行機関も、議員も、自覚をしないとイケない。 ○ 協議会では、執行機関から提出された案件については「聞き置く程度」（議会としての結論を出すものではない）であるが、執行機関にはそれでクリアした、議会で承認されたというような感覚があるのではないかな。 ○ 議論をすべき案件であるなら、議会が閉会中でも、常任委員会でやるべきではないかな。「聞き置く程度」とする会議というのは、あまり実のあるものではない。 ○ 執行機関から協議会に提出されてくる案件について、提出されるべきと考えられるものが提出されなかったことがあるなど、提出の基準が明確でない。執行機関と正副委員長とで協議会への提出の要否を案件ごとに協議して決めるなど、一定のルールが必要ではないかな。 ○ 事前審査となるかどうかは議会が判断すべきものであって、執行機関が判断すべきものではない。協議会の場合では、発言が踏み込んだ場合には、委員長が制止すればよい。 ○ 協議会を、むしろ議員の意見が政策等に反映できる方法として活用するという

		ことも考えられる。 ○ 協議会への提出案件の数が多くなってきているが、これは、報告しないことで議会軽視ではないかと言われないようにしていることも理由の一つではないか。 ○ 協議会を経た議案については、協議会と委員会とでは委員会のほうが発言が少ないという傾向がある。 ○ 委員会は賛否をとるところであって、協議会でしっかりと議論をすればよいのではないか。 ○ 定例会の開会前に案件をまとめて提出して協議会を開くということではなく、協議会はいつでも開くことができるから、その都度その都度、時機を失することのないように、また、重要な案件については時間をかけて普段から協議を重ねていくということが大事である。 ○ 協議会のあり方（位置付け、性格）を整理する必要がある。
○ 委員会での議員間討論 ※上記のほかに考えるべき事項はないか？	→「⑫議員間の自由討議」において検討する予定	
⑤常任委員会への議員の所属制限の再考		
	【これまでの論点】 ○ 現在の常任委員会の定数（10人、9人、9人）で問題はないか。議論を深めるため、いろいろな角度からチェックするため、委員定数を増やす必要はないか。 ○ 全国的に議員定数が減っていく傾向がある中	【これまでの主な発言】 ○ 現状の伊勢市議会では、常任委員会の複数所属制をとる必要はないのではないかと。2つの委員会にまたがるというのであれば、連合審査方式という方法もある。 ○ 現在の3常任委員会の構成は、執行機関の部局（政策分野）に対応した、いわゆる縦割り方式であるが、横割り方式の常任委員会（例えば、予算や決算の常任

	で、常任委員会への議員の所属のあり方を考える必要があるのではないか。 ○ 予算や決算の常任委員会化を検討する場合は、所属制限についても検討する必要がある。	委員会)をつくる必要はないか。 ○ 常任委員会は、議会活動の基本である。 ○ 予算や決算の常任委員会化を検討する場合は、併せて考えるべきである。
--	---	---